

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業の廃止の届出
【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画下水道の変更案の縦覧【上下水道局下水道部下水道計画課】 5

◇ 訂 正

- 号外第3号の訂正【行政委員会事務局監査第一課】 6

北九州市告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号及び児童福祉法第21条の5の25第2号の規定により次のとおり告示する

令和元年11月25日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
北九州ヘルスケアサービス八幡 北九州市八幡東区中央二丁目22番16号	北九州ヘルスケアサービス株式会社 北九州市小倉北区香春口一丁目13番1-301号 代表取締役 有座 宏	特定無し	4016600043
北九州ヘルスケアサービス中央 北九州市小倉北区香春口一丁目13番1-301号	北九州ヘルスケアサービス株式会社 北九州市小倉北区香春口一丁目13番1-301号 代表取締役 有座 宏	特定無し	4017800063

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
北九州ヘルスケアサービス八幡 北九州市八幡東区中央二丁目22番	北九州ヘルスケアサービス株式会社 北九州市小倉北区香春口一丁目13番1-301	特定無し	4016600043

16号	号 代表取締役 有座 宏		
北九州ヘルスケアサービス中央 北九州市小倉北区香春口一丁目13番1-301号	北九州ヘルスケアサービス株式会社 北九州市小倉北区香春口一丁目13番1-301号 代表取締役 有座 宏	特定無し	4017800063

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
北九州ヘルスケアサービス八幡 北九州市八幡東区中央二丁目22番16号	北九州ヘルスケアサービス株式会社 北九州市小倉北区香春口一丁目13番1-301号 代表取締役 有座 宏	特定無し	4016600043
北九州ヘルスケアサービス中央 北九州市小倉北区香春口一丁目13番1-301号	北九州ヘルスケアサービス株式会社 北九州市小倉北区香春口一丁目13番1-301号 代表取締役 有座 宏	特定無し	4017800063

(4) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ぺんぎん 北九州市八幡西区瀬板一丁目2番17号	合同会社Q・O・Lサポート 福岡県春日市大谷5番3号 代表社員 千葉高見	重症心身障害児以外	4056715180

(5) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ぺんぎん 北九州市八幡西区 瀬板一丁目2番1 7号	合同会社Q・O・Lサポート 福岡県春日市大谷5番3 号 代表社員 千葉高見	重症心身 障害児以 外	4056715180

2 事業廃止年月日
令和元年9月30日

北九州市公告第503号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和元年11月25日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 曾根処理区の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

4 縦覧期間

令和元年11月25日から12月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案についての意見を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和元年12月9日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和元年	号外第3号	5	上から2 行目	令和元年11月 15日	令和元年11月 18日